

〔史料紹介〕

明暦二年萩藩江戸上屋敷普請関係史料

森下 徹

筆者自身も編纂にかかわった『山口県史 史料編近世②』には、付図として二点の萩藩江戸屋敷復元図が収録されている。一つは元和年間のものとして推測される「江戸屋敷図」、いま一つは裏書に明暦二年七月二十六日の日付と御大工頭藤井喜太夫の署名をもつ「江戸上屋敷極り之物指図」である。自治体史にこうした江戸屋敷絵図が収載されることは必ずしも多くはないはずで、その意味からも今後の活用が期待されるところである。

しかしながらこれらの掲載にあたっては、絵図作成の背景についての検討を必ずしも十分にできなかった。ここでは遅ればせながら関連史料を紹介することで、いささかなりともその欠を補いたいと思う。

*以下、江戸屋敷普請と呼ぶが、史料中では作事と呼ぶばあいもある。普請と作事とで使い分けがあったのかなかったのか、今後の課題となる。

一 近世前期の上屋敷の動静

二点のうち明暦二年と年紀が明記されたものは、その名称からしても普請にあたっての差図としての性格をもつものといえよう。ところで毛利家文庫「邸」は、諸記録をふまえて上屋敷（桜田屋敷）以下、各屋敷の来歴をまとめたもので、江戸屋敷の変遷をうかがうには便利な史料である（山口県文書館毛利家文庫「館邸」二）。

そのなかで上屋敷については慶長八年に拝領されて以降の動向が記されている。それを見ると、元和元年（一六一五）の類焼と再建普請、元和七年（一六二一）の再度の類焼が記され、また確認ができないと断りながらも寛永四年（一六二七）にもまた火事があったとの記載がある。江戸屋敷はたびたび火災に見舞われ、そのつど再建普請が行われていた。さらに寛永十二年（一六三五）には青山屋敷（のち麻布屋敷と呼ぶ）を下屋敷として拝領したが、そこへ正保二年（一六四五）に藩主以下が徙移したとあり、それ以降はこちらが事実上の上屋敷として機能していたことになる。

こうした記事につづくのが史料1として引用したものである。これによると、慶安四年（一六五二）に毛利綱広が襲封し、その後、元禄二年（一六八九）に死去するまで桜田には居住しなかったと記されている。また三つ目と四つ目の一つ書の記事では、下屋敷に藩主が居住していた時期には、上使などへの対応は上屋敷で行ったし、登城などするときの準備も上屋敷で行ったので「装束屋敷」と呼び慣わしていたこと、上屋敷には江戸加判役を置き、江戸留守居以下への差図をしていたことなどが記されている。

ところで最初の一つ書には但し書があり、明暦三年（一六五七）の類焼までは藩主は上屋敷に居住していたとの異説も紹介している。しかしそのあとで、明暦元年（一六五五）六月の龍昌院死去のさい来邸した幕府上使を迎えるため、藩主も上屋敷に向き公儀人固屋で相對したとの記録をもって、この時点では上屋敷には居住していなかったはずだとする。したがってもし上屋敷に居住していた時期があるのならば、それは明暦元年七月から明暦三年正月の類焼まで一年ほどの期間となるが、そのことについての記録がなく判断したい、とのべている。

こうした「邸」における江戸上屋敷の変遷をみると、明暦二年七月の差図とは、ちょうど記録がなく、藩主の居所も正確にはつかめないとする期間のものとなる。そもそも翌年正月には明暦の大火があったのだから、この差図が実際に行われた普請にかかわるのかどうか、あらためて疑問となってしまうのである。

二 波多野日記にみる普請の記録

そこでここで紹介したいのは、たしかにこのとき上屋敷の普請が行われていたことを示す史料である。

史料2は、この時期在府し目付役を務めていた波多野源兵衛の日記から、普請に関する記事を抜粋したものである。なお引用した日記には表紙に「明暦式年十一月分 日帳」と記され、また朱筆で「日記八十冊之内」と注記されていて、類似の日記が八〇冊あったことが知られる。ただし明暦二年十一月分の前は明暦元年八月までの記録であり、後は天和二年のものというように断続的にしか残っていない。かつ意味の取りがたい箇所がいくつかあることから、これ自体がある時点での写本だった可能性がある。なお毛利家文庫「日記」五にも「波多野日記」上・中・下として、波多野家文書の日記と同じ期間についての写本が伝来している。こちらは文化六年十月に写しとったとの跋文を付し、さらに「此一冊^者大和伊織藏本を以写相調候事」と記したものである。

まず十一月一日の記事を見よう。ここからは表門の普請が入札で行われたことがわかる（御門之儀^者御屋敷中の御普請第一之儀^二付^而）という表現から、ここにいう門は表門のことをさすとみなせよう。入札の結果、大工作兵衛が一七九両で落札した。しかし「小身者」だし「名本も無之者」なので、二二九両で二番札だった堀内大隅を指名したいとの意向があり、波多野源兵衛が御大工頭藤井喜兵衛・

七左衛門らとともに作兵衛を呼んで詮議した。そして当所は来年二月の完成予定だったが、来春に予定の徙移に間に合うよう、十二月二十日までに前倒しで成就させることを約束させ、結局作兵衛に委ねることになったという経緯が記されている。

つぎに十一月二日には、数年目付役を命じてきたが、今回国元三田尻御用に転役させることにしたとの指示を見玉淡路・繁沢二郎兵衛から受けたとある。ただし目下上屋敷の普請に配属されており、それが終わる来春をまつてはどうか、との意見もありながら、結局ただちに交代することとなった。ためにこの日記は十一月十日までで終わっている。

そうして目付役を止め、上屋敷普請への関与もなくなったため、十一月四日、五日には後任の桂権左衛門に職務の引継を行っている。すなわち配属されていた手子を引き渡すこと、御門出入の様子や普請の内容を詳しく申し伝えること、さらに「古屋」も引き渡している。さらに十一月九日の記事からは、源兵衛とその手子二名（井上と佐々木）が奥判していた作料大工など諸職人の出勤帳簿、四月一日から十一月二日までの分を国司隼人に預けたとある。これによって明暦二年四月一日には屋敷の普請が始まっていたことは確実であるう。

こうした波多野日記の記載によって、明暦二年四月一日には上屋敷の普請が始まっており、十一月一日は門の普請についての入札が行われ、年内の完成が約されていたこと、それは来春早々の徙移を

めざしてのものだったことがわかった。つまり史料1として掲げた「邸」の叙述との関係でいえば、藩主は明暦二年の段階でも下屋敷に居住しており、明暦三年から上屋敷への徙移が図られていた。そしてもし波多野日記の記載どおり、明暦二年暮に表門の普請も終わり、藩主を迎える準備が完成していたのであれば、その壮麗な屋敷は年明けとともに明暦の大火により灰燼に帰してしまったわけで、なんとも皮肉としかいいようのない事態を迎えたことになる。七月二十六日という時点で作成されたことの意味は明確にはできないが、ともあれ『県史』に収録した明暦二年の差図は、実際に行われた普請のためのものだったことがこれで確定できた。

三 注目される点

さらに次のことに注目したい。一つは、もし明暦の大火がなければ、明暦三年からは再度上屋敷に藩主が居住していたはずだったことである。『県史』所収の絵図をあらためて見てみると、まず表御殿については、御式台にある「最前之御広間建直シ」という注記をはじめ、「最前之新書院引直申候」、「最前之黒書院引直シ」といった記載が目につく。それまであった殿舎を大規模に建て替えようとしていたようである。また裏御殿については、御広座敷には「殿様青山^二之御部屋」と注記されているし、同様に風呂屋には「青山^二之御風呂屋」、御つほね部屋には「青山^二之御客屋敷」、さらに屋

敷南端の御裏老衆木屋、御小姓衆長屋には「青山公之古家」、^三「青山之御小姓衆長屋」とある。下屋敷のある部分について、上屋敷に移築してしまおうとしていたわけである。

江戸城近辺の拝領屋敷が狭隘であるため、藩主は別の屋敷に居住し、上屋敷は「装束屋敷」として使用する例は他藩においても見られたことだった（宮崎勝美「大名江戸屋敷の展開過程」江戸遺跡研究会編『江戸の大名屋敷』吉川弘文館、二〇一一年）。萩藩も上屋敷をいったんは「装束屋敷」としておきながら、なぜ明暦三年の時点で、ふたたび上屋敷への藩主居住をめざしたのだろうか。なんらか政治的な事情があったのではなからうか。

二つ目に、表門の普請が入札で行われていたことである。近世の早い時期から普請が請負業者の入札によって遂行されていたことについては、たとえば最近では藤田覚氏の指摘もある（藤田覚「近世の請負入札」『東京大学日本史学研究室紀要別冊 近世政治史論叢』二〇一〇年）。十七世紀半ばにおいて、江戸のいわば民間社会の力量に依存する形で普請が遂行されていた、そのこと自体は格段に目新しいことではない。ただし近世後期においても、国元から大工を招致し、それに遂行させることは往々にして見られたことである。そもそも萩藩は、承応二年（一六五三）には萩城下で町大工の作料改を行い、水役による動員体制を構築していたわけで、すでに国元からの職人の動員はいつでも可能な状態にあった。さらに『県史』所収差図を見ると、表御殿の部分に「御国御材木」とされる箇所と「御

買木」とある箇所とがあり、材木についても国元から供給することもあれば、江戸（ないし上方など）で購入することもあったことがうかがえる。いかなるばあいに国元での役をとおした職人・労働力や資材の徴発による普請が行なわれ、あるいは江戸での業者による請負がなされたのか。近世の早い時期から両者は併存していたように思えるわけで、互いの関係が疑問となつてこよう。

三つ目に史料論的な問題として、とくに近世前期について、公開されている毛利家文庫を補うものとしての家臣の家文書の重要性である。江戸屋敷の問題でいえば、江戸詰めとなった家臣の家を当たつてみる必要があるであろう。そうした文書群として益田家文書がすでに著名だが、そのほか中小の文書群についても精査が必要なように思う。

史料1 山口県文書館毛利家文庫「館邸」二「邸」

一慶安四年辛卯正月、恭厳院様御家督之時、此内之通麻布^二被成御座、天和四年御隠居已後^者猶以之儀、元禄二年迄御生涯桜田^二不被成御座候事

但、明暦三年御類焼迄ハ桜田ニ被成御座、火事已後麻布御移り之由申伝有之候へとも、正保二年麻布御徙移以後承応三年迄ハ勿論致連綿、麻布御成御座之由相見候へ共、翌明暦元年龍昌院様於麻布御逝去之節^茂御暇之上使桜田御出^二付、殿様^二被成御出、公儀人固屋^二被成御相対候之由、御控^二相見候へ^者、

兎角此時茂桜田^二者被成御座間敷敷、左候へ^者其已後同年七月

ハ翌々年御類焼迄中一ヶ年桜田被成御座たる^二可有之候敷、

併左様之儀御控^二相見兼候故、恭嚴院様御事暫時^茂桜田御在居

申儀難相決候、右御類焼以後^者勿論麻布^二被成御座候由、御

控段々相見候事

一 明曆三年丁酉年正月十九日御類焼之事

但、右御控^二相見候、將又此時桜田ハ麻布^二被成御火除、直様御

住居之由申伝候へ共、此内桜田被成御座候哉、御控^二相見

兼候事

一 右之通之趣^二付、大照院様御代、正保三年ハ天和二年恭嚴院様御

隠居迄麻布御住居被成候へ共、御吉凶其外有廉上使等いつれ^茂於

桜田御引請、御予參・御登城等之節出羽様其外御同道之御方杯有

之候得^者先達^而桜田御出、御待請被成、諸事被相調候趣御扣^二相見候、

左候へ^者御装束屋敷杯^与唱候様申出有之候^茂、ケ様之儀杯を以申習

ハしたる^二可有御座敷

但、其内明曆元年龍昌院様御病氣・寛文十年恭嚴院様御病氣御

尋之上使其外麻布御出被成候儀、是又御控^二相見候事

一 右之通桜田御住居無之節^者江戸加判役等上御屋敷被差置、惣都合

被仰付、公儀人役其外表向之役人何れ^茂桜田被差置候由申出有之

候事

但、惣都合役之事^与仕候儀御控^二相見兼候事

史料2 山口県文書館波多野家文書九三「日記覚」(抄)

(十一月朔日)

一 御門入札御披見候所^ニ、大工作兵衛百七拾九両三歩^ニ落札^ニ罷成候、

然者作兵衛儀^者小身者と申、第一名本も無之者之儀^ニ候間、二番札

堀内大隅式百貳拾九両被仰付度との儀^二付^而、彼作兵衛召寄せ、拙

者所^ニて篠 六兵・波 四兵・藤 喜大夫・七左衛門詮儀仕申様^二者、

御門之儀^者御屋敷中の御普請第一之儀^二付^而二番札^ニ被仰付候、子細

ハ勝手すく^二仕、落札^ニ被仰付ても、自然頭料之損も參時^者笑止成

儀^二付^而、一番札^ニ被仰付候間、左様相心得候得と申渡候、作兵衛

申様^ニ、是ハ案内成被仰付様迷惑存候、右^ハ二番札^ニ被仰付との儀

候ハ、御理りも無御座候へ共、左様之御沙汰も無之、落札^ニ不

被仰付候時^者、もとハ札を入不申^者おとり、外聞失申候、然^者御門

もくろ^ミの入札の時、五、六人も寄相、其木々々^ニ詮儀仕、如何

も丈夫成所を以入札仕候間、少も手前之損なと參儀^二て無御座候、

如何躰^ニも御好之分^ニ相調可申候条、私被仰付被下候様^ニと達^而理申

候、左候ハ、此御門之儀内々ハ来^二、三月之比出来相候様^ニとの

儀^ニ候へ共、来春ハ早々御徙移^二付^而、年内極月廿日を切り^二相調

候様^ニと手堅被仰渡候、此日限^ニ可相調哉と申候得ハ、作兵衛申様

ニ、此段其旨存候、廿日を切り^ニ可相調之通是又手堅請相申候、於

其儀^ニ右之一筆を仕指出候ハ、其辻を以兵庫殿(当役相森就幸)

へ御理り可申之由、喜大夫相好一筆を申付、即兵庫殿へ申候候へ

ハ、山田吉左衛門・井上七郎左衛門被指越、篠 六兵衛所^ニて作

兵衛召寄、色々様々被申候得共、作兵衛丈夫^三請相申候故、不及力^三請狀申付、四日^六大工木や入仕候事

(十一月二日)

一兎 淡路殿・繁 二郎兵衛殿被仰聞候趣ハ、被成御意候^者、近年御目付役数年被仰付、身勞仕候、然^者桂筑後三田尻の御用被仰付候得共、病氣故御用難調段内々其間候、当夏堅田安房守(当職堅田就政)此地罷越、筑後御役目被差替候様^ニと申出候^二付^而、色々人から被成御詮儀、旁可然様^ニ各も存寄、其外一兩人も書加、相窺候^三、被成御詮候ハ、源兵衛儀ハ御手廻り^三被召遣者之儀候、外様へ被指出候事如何^ニも御同心^ニ不被思召候、併三田尻之儀^者公儀内義共^ニ御用繁、御国内とは申なから彼所第一之所と被聞召候、各儀も源兵衛可然様^ニ存候、於殿様^ニも左様之所可仕者と被思召候間、源兵衛^ニ申付候得と当夏被仰出候、則安房守^(マヤ)春江戸之内^ニ可申渡之^三、御上屋敷大そうの御普請^ニ被付置候、来春ハ御普請も成就可仕候、源兵衛も御番手相替儀^ニ候間、其上を以可被仰渡候、筑後病氣とは申なから、其節迄ハ此中之分^ニ所勤被申付候得と、兵庫殿堅 安房殿へ約だく^ニ候、然^三兎^ニ今度房州^六被申越様^ニ、筑後儀^者弥氣分重ク罷成、十方も無之^ニ躰^ニ候間、来春迄被指延候儀難成候条、急度被仰出御指下候様^ニとの儀^ニ候^三：

(十一月四日)

一御下屋敷可罷出之由候間罷出候、淡路殿被仰渡候、上御屋敷へ桂権左衛門被遣候、旁手子中権左衛門方へ引渡可被申候、然ハ御門

出入之様子・御普請之趣具^三可被申伝之由^三候事

(十一月五日)

一桂権左衛門此御屋敷被參候付、古屋引渡申候、左候^而御門之次第・御普請方之様子申伝候、手子方中引渡申候事

(十一月九日)

一当四月朔日^六十一月二日迄御普請方日用作領大工・小曳・さくわん・石切・とひ口・やり声^(マヤ)・瓦師・ぬし・絵書・車力日々究候後付、当所兵庫殿へ当、下横目四人判形、其奥井上藤兵衛・佐々木二郎兵衛(波多野源兵衛手子)、其奥拙者判形仕、昏ノ袋^三入、相認、国 隼人殿へ預置候事

【付記】小論の内容は、二〇〇九年一月一二日開催、作事科研Ⅱ例会にて報告したものである。当日出席のみなさんから貴重なご教示をいただいたことを記しておきたい。